

令和3年度町有地売却実施要領

令和3年11月
芽室町

内容

第1	概要.....	1
1	はじめに.....	1
2	売払町有地の概要.....	1
3	スケジュール.....	2
第2	各種条件.....	3
1	対象者.....	3
2	申込資格.....	3
3	申込制限.....	3
4	売払設定条件.....	3
5	契約条件.....	4
第3	手続き.....	5
1	申込.....	5
2	現地確認.....	5
3	入札.....	5
4	契約・登記手続.....	5
5	質疑.....	6
第4	その他.....	7
	資料.....	8

第1 概要

1 はじめに

この要領は、芽室町（以下「町」という。）が町内に所有している土地（以下「町有地」という。）を売払うに当たり、必要な事項を記載しています。対象の町有地の状況や、売却に当たっての条件などを記載しているため、購入希望の方はこの要領の記載事項を承知の上、入札に参加してください。

2 売払町有地の概要

(1) 概要

下記概要と現況に差異がある場合は、現況を優先し、契約の物件引渡しも現状有姿で行います。

番 号	①	②	③	④
所在地	東3条2丁目 17番地1	東6条2丁目 3番地1	東6条5丁目 5番地17	東6条5丁目 5番地18
地 目	宅地			
現 況	建物等あり	更地		
公簿面積	330.80㎡	288.54㎡	405.85㎡	385.35㎡
最低売却価格	2,262,000円	5,843,000円	7,086,000円	6,194,000円
法 規 制（いずれも市街化区域内）				
用途地域	第二種住居地域		第一種低層住居専用地域	
容 積 率	200%		60%	
建ぺい率	60%（+10%）※1		40%	
周辺環境	中心市街地	住宅地 幹線沿い	住宅地	
接面道路	町道2路線	道道1路線 町道1路線	町道1路線	町道1路線
浸水想定区域	-			
土砂災害警戒区域	-			
確定測量	R3実施、境界杭あり			

※1 ①、②の土地は角地緩和が適用され、建ぺい率が10%加算されます。

(2) 地下の状況

売却物件の地質、埋設物調査は実施しておりません。

(3) 建築物、工作物、樹木等の取扱い

売却物件に存在する建築物、工作物、樹木等の全てについても現状有姿のまま引渡しを行います。解体、撤去、活用等は買主の負担と責任で行ってください。

なお、①の土地にある建物は、買主による解体撤去を前提として引渡しを行うものであり、最低売却価格の設定についても、建物の解体費を考慮したものとなっています。

したがって、その建物の品質、建物に居住することまたは居住することを予定したことにより生じる不利益について、町は一切の責任を負いません。建物状況調査やアスベスト含有状況の調査等は一切実施しておりません。

3 スケジュール

募集から入札までのスケジュールは以下のとおりです。現時点での予定であり、今後変更となる場合もあります。

時期（予定）	内容
R3.12.13～R4.1.13	募集期間（質疑はR3.12.23まで）
R4.1.13	申込書提出締切り
R4.1.25	入札
	契約締結、代金納入、引渡し、登記手続

第2 各種条件

1 対象者

宅地を必要とする個人、法人の方。現居住地は問いません。

2 申込資格

- ・町税等の滞納がないこと。
- ・売買契約の日から10日以内に土地代金の1割を前納し、かつ、残金は令和4年5月25日までに完納できること。
- ・申込者が土地売買契約者及び登記名義人であること。共有名義としたい場合は、共有名義者を確定した上で申込すること。

3 申込制限

- ・未成年、学生の方は申込できません。
- ・成年被後見人、被保佐人または被補助人（土地の買受けについてその補助人の同意を得ることを要するものに限る。）に該当する方は申込できません。
- ・町は、町の事務又は事業により暴力団を利することとならないように、暴力団員はもとより、暴力団関係事業者を排除しています。暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下同じ。)) または暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当する方は申込できません。

4 売払設定条件

(1) 公簿売買

売買土地の面積は公簿によるものとし、公簿面積と実測面積に乖離があった場合であっても、売買代金の増額又は減額は行いません。

(2) 用途の指定

居住用住宅又は事業所用地としてのみ使用を認めます。建築物を伴わない使用は不可とします。

(3) 法的手続きの遵守

第1の2(1)の法規制欄に掲げている要件のほか法的許認可や協議を行わなければならない場合は、購入者の責任と負担において行ってください。

5 契約条件

別紙契約書案のとおりです。

第3 手続き

1 申込

(1) 提出物

	個人の方	法人の方
ア	普通財産買受申込書	
イ	住民票（世帯全員分） ※1	現在事項証明書
ウ	市町村税納税証明書 ※2	

※1 町外に在住の方のみ

※2 町外に在住、所在の方のみ

(2) 提出部数 ア～ウ 各1部（必要分のみ）

(3) 提出期限 令和4年1月13日（木）17：00まで

(4) 提出方法及び場所

本要領末尾に記載の提出先まで持参してください。郵送する場合は、配達証明付き書留郵便で郵送してください。なお、郵送の場合は提出期限必着とします。

2 現地確認

現地の詳細な確認は、各自での責任と費用で行ってください。町では現地説明会などは実施しません。

また、①の土地にある住宅の内部を確認される場合は、鍵を貸し出します。別の方が利用している場合があるため、鍵の貸出しを希望される場合は、事前にご連絡をお願いします。

3 入札

申込書類を審査後、参加資格を満たす方に別途ご連絡します。

4 契約・登記手続

別紙契約書案の内容で契約を締結します。契約書には購入代金とは別に、収入印

紙が必要となります。また、登記手続は町で行いますが、登録免許税等が別途必要となります。いずれも購入者の負担となります。

また、収入印紙や印鑑をいただくため、芽室町役場にご来庁いただく場合があります。

5 質疑

本件に関する質疑を次のとおり受け付けます。

- (1) 期限 令和3年12月23日（木）まで
- (2) 様式 任意のもので構いません。
- (3) 手法 ファクスまたは電子メールにより送付
ファクス：0155-62-4599 メール：t-keiei@memuro.net
宛先：芽室町 都市経営課 都市経営係
- (4) 回答 町ホームページで令和3年12月30日までに公表します。

アドレス：<https://www.memuro.net/administration/soshiki/keiei/zaisan.html> QR：



第4 その他

- 1 この要領に提示する他不足する資料等については、購入希望者の負担により調達してください。
- 2 町有地の購入後、当該地で行う建築行為、事業等について、町が各種許認可等に関して特別な計らいを行うものではありません。
- 3 所有権移転後の公租公課は、購入者の負担となります。
- 4 売買土地について、隣接土地所有者、地域住民等との調整等が生じた場合は、全て購入者において行っていただきます。
- 5 この要領に定めるもののほか、必要な事項については町の指示に従ってください。

【提出先・問い合わせ先】

〒082-8651

北海道河西郡芽室町東2条2丁目14番地

芽室町 都市経営課 都市経営係

T E L 0155-66-5961 (課直通)

F A X 0155-62-4599

Eメール t-keiei@memuro.net